

第2回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会 議事概要

日時：令和8年9月7日（月）16:00～16:40

場所：村山総合支庁本庁舎 2階 講堂

＜各委員の主な意見＞

議題 山形県文化財保存活用大綱一部改定案（答申案）について

- 災害時だけでなく、平時でも文化財が失われる事態が生じている。例えば、地域にある土蔵の解体に伴い、収蔵されている工芸品や古文書、民具などの未指定も含めた様々な文化財が散逸・廃棄される事例もある。平時であっても文化財レスキューが求められているという現状・課題を追加すべき。
- 大綱の対象とする文化財等の範囲について、民俗文化財の例示として「民俗芸能・衣装・民具」とあるが、「衣装」を「衣服」とした方がよいのではないか。
- 文化財を取り巻く環境の変化として、「デジタル化の推進」が追記されたが、デジタル化に関連する取組み方針等は盛り込まれていない。デジタルアーカイブの活用など文化財の活用の面での取組みが考えられること、将来的にデジタルデータ等が文化財として位置付けられる可能性もあり得ることなどから、デジタルを活用した取組み等について今後検討が必要ではないか。

以上